

別紙-2 廃棄物の排出海域

排出海域は、サロマ湖漁港（第4種漁港）第2湖口地区から北北東方向へ約1.7km離れた、水深約25mの[1]北緯44°10′11″、東経143°55′42″、[2]北緯44°9′59″、東経143°56′37″、[3]北緯44°9′42″、東経143°56′31″、[4]北緯44°9′54″、東経143°55′35″、の4点に囲まれた範囲内（以下「排出海域」という。）とした（図5）。

排出海域は、わが国の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）」第6条第1項に規定するIV海域に該当する。

当該事業の目的は、平成29年にサロマ湖漁港の第2湖口水路の埋塞*を防止するために造成されたサンドポケット*の機能維持である。施工にあたっては周辺海域での漁業操業や流氷の影響によって決定されるしゅんせつ可能期間（4月～7月）に、しゅんせつと排出を効率的に行う必要がある。したがって排出海域は、しゅんせつ区域から比較的近く、かつ当該海域の主要な漁業であるホタテガイ漁場に影響のない海域に設定することを目指して漁業関係者との協議を経て、同意が得られた海域とした。

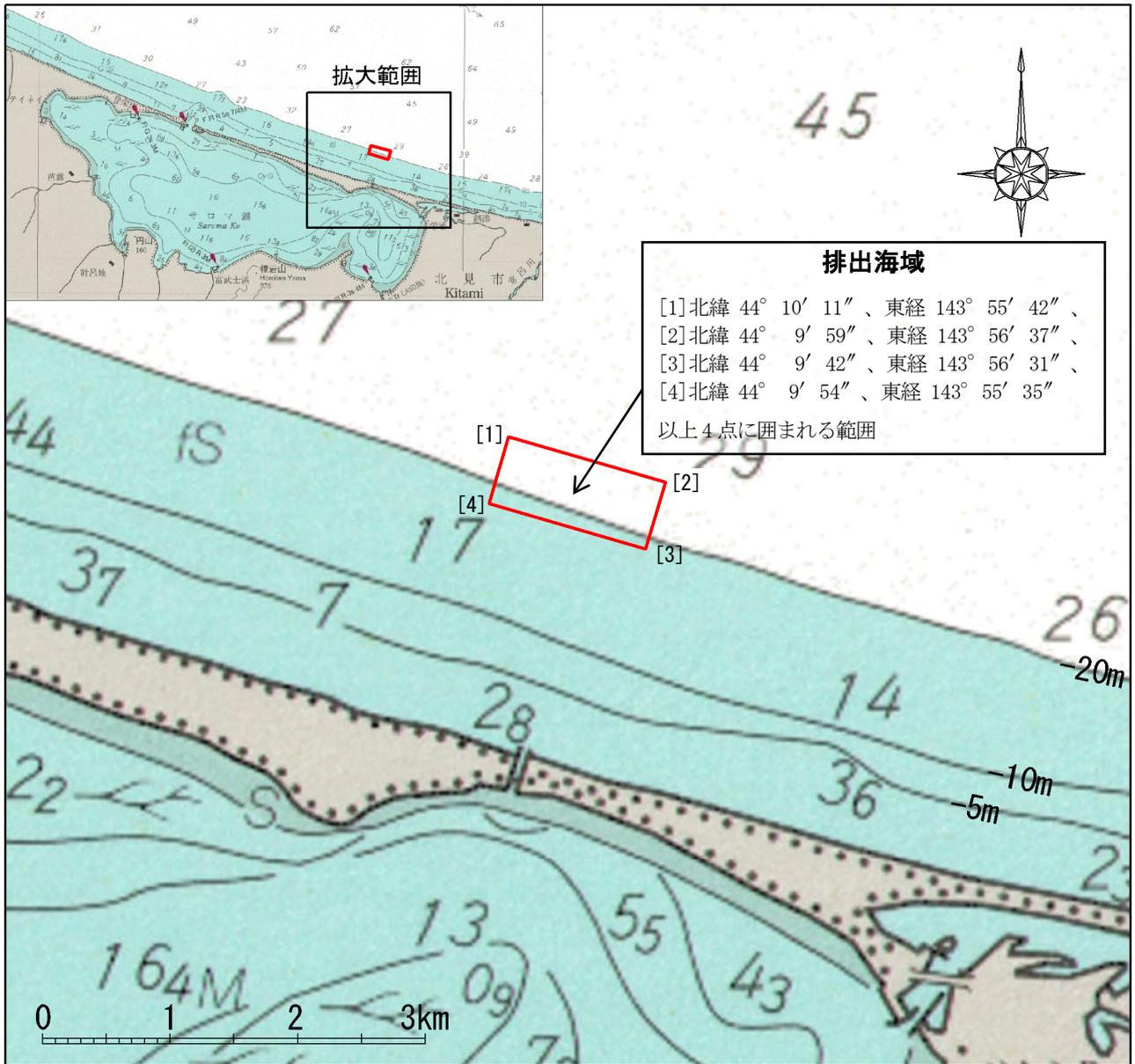
なお、排出の際には作業船は航行を停止する。想定される排出に要する時間最大2時間から求められる移動距離は、平均流速0.3ノット（7月、添付書類2-3.3（2）流況参照）から算出すると1080mであることから、1280m×550mの矩形の投入海域を十分に認識し、排出時には潮流の流向に配慮のうえ、排出中も自船位置を適時確認することとする。

また、排出海域の周辺における、他の許可事業における排出海域の存在を確認するため、排出海域周辺における海洋投入処分の許可状況（令和元年10月1日時点）をとりまとめた（表3、図6）。

表3、図6に示すとおり、北海道における海洋投入処分の実績は、平成29年度の本海域のサンドポケット造成時の実績のみであり、ほかには、当該事業地域に直線距離で最も近い地点として秋田県と山形県で許可された5事業である。したがって、排出海域及び影響想定海域については、その他の許可における排出海域との重複は確認されなかった。

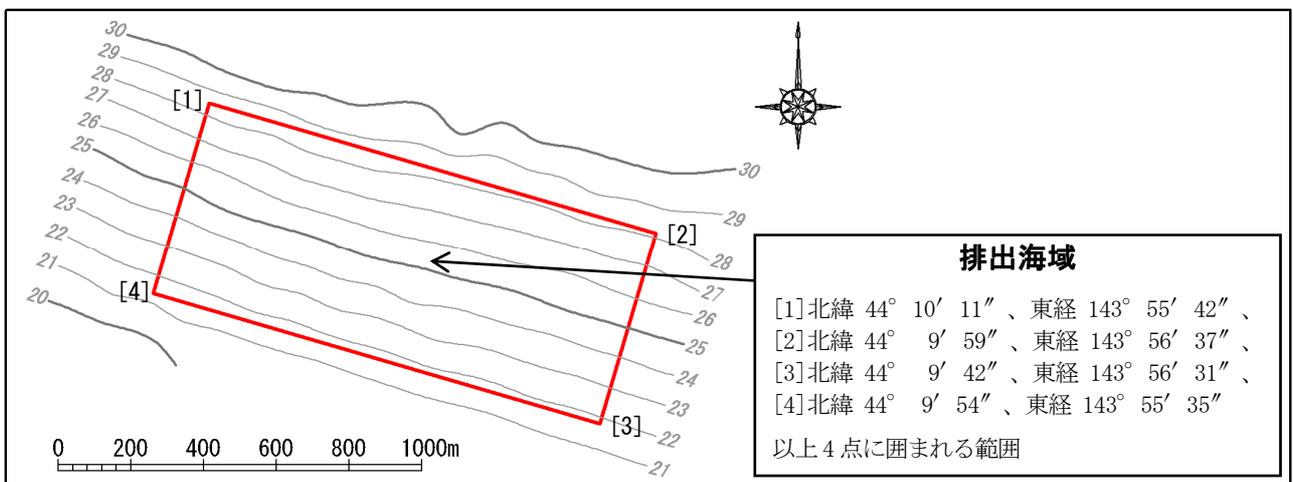
* 埋塞：土砂によって埋まり塞がれること。

* サンドポケット：水路が埋塞しないように人工的に砂を貯めるようにした箇所



海図 W1039「網走港至枝幸港」（海上保安庁、平成 30 年補刷）より作成

図 5 (1) 排出海域（海図上の位置）



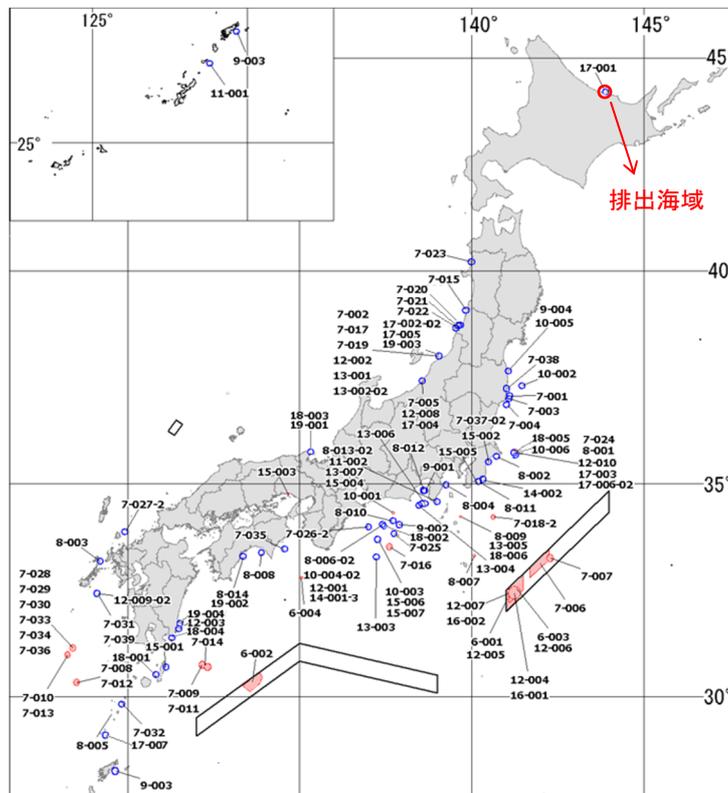
注) 等深線は、平成 27 年 6 月測量成果

図 5 (2) 排出海域（深浅測量による詳細位置）

表 3 当該排出海域と周辺海域において水底土砂の海洋投入処分が許可された排出海域

許可番号	事業者の名称	処分期間	投入処分量 (m ³)	排出海域
17-001	国土交通省 北海道開発局 網走開発建設部	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	105,000 m ³	[1]北緯 44° 10' 11"、東経 143° 55' 42" [2]北緯 44° 09' 59"、東経 143° 56' 37" [3]北緯 44° 09' 42"、東経 143° 56' 31" [4]北緯 44° 09' 54"、東経 143° 55' 35" 以上の 4 点に囲まれた海域
7-023	国土交通省 東北地方整備局 秋田港湾事務所	平成 19 年 6 月 1 日から 平成 19 年 11 月 30 日まで	270,000 m ³	[1]北緯 40° 12' 38"、東経 139° 59' 11" [2]北緯 40° 12' 36"、東経 139° 59' 25" [3]北緯 40° 12' 24"、東経 139° 59' 22" [4]北緯 40° 12' 25"、東経 139° 59' 15" [5]北緯 40° 12' 20"、東経 139° 59' 14" [6]北緯 40° 12' 21"、東経 139° 59' 04" [7]北緯 40° 12' 26"、東経 139° 59' 05" [8]北緯 40° 12' 28"、東経 139° 59' 08" 以上 8 地点で囲まれた海域
7-015	山形県 (吹浦漁港)	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで	254,000 m ³	北緯 39° 04' 04"、東経 139° 50' 25" を中心とする半径約 200mの海域
7-020	山形県 (由良漁港)	平成 19 年 4 月 10 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで	14,100 m ³	北緯 38° 43' 35"、東経 139° 40' 30" を中心とした半径約 45mの海域
7-021	山形県 (小波渡漁港)	平成 19 年 4 月 10 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで	6,300 m ³	北緯 38° 42' 15"、東経 139° 37' 30" を中心とした半径約 200mの海域
7-022	山形県 (米子漁港)	平成 19 年 4 月 10 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで	14,100 m ³	北緯 38° 39' 15"、東経 139° 33' 20" を中心とした半径約 200mの海域

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」、
「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 18 条の 2 第 1 項 海洋施設からの海洋投入処分許可発給状況」、
(環境省ウェブサイト 令和元年 10 月 1 日時点) より作成



「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 海洋投入処分 排出海域全体図」
(環境省ウェブサイト 令和元年 10 月 1 日時点) より作成

図 6 排出海域と近傍の他の排出海域の関係